

小グループ自主的取組支援事業補助金交付要領

1. 趣旨

この要領は、小グループ自主的取組支援事業補助金の適正な運用を図るため、小グループ自主的取組支援事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）及び小グループ自主的取組支援事業審査会設置要綱（以下「審査会要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2. 対象となる事業等

補助金交付要綱別表1に記載の事業ごとの内容は、次のとおりとする。

なお、各事業とも、実施に際し、行政庁等の許認可を必要とする場合は、あらかじめその許認可を受けている又は受けることが確実に見込まれている事業を対象とする。

(1) 景観形成事業

商店街又は主要な通りに面した店舗等の外壁の整備、外壁・工作物・周辺道路等を活用した通りの景観形成等によりイメージアップを図る事業を対象とする。

(2) 商店街魅力創出事業

まちゼミ事業、一店逸品創出事業、商店街ブランド開発事業、ポイントカード事業、農商工連携事業など、商店街の連携・機能強化、売り上げ増加などを行うために実施される事業を対象とする。

(3) 情報発信事業

中心市街地における個店、大型店、商店街などのまちの情報やイベント情報などを発信するために作成する冊子、タブロイド誌、ミニコミ誌、フリーペーパーなどの発行や、ホームページの作成等に要する事業を対象とする。

(4) 買い物弱者支援事業

中心市街地における既存商店等を活用した買い物弱者に対する買い物代行、宅配（食事サービスのみを除外）、商店街への送迎サービスなど、買い物弱者への支援事業を対象とする。

(5) まちの安全・安心対策事業

女性や子供でも安心してショッピングや飲食が楽しめる、夜間でも安心して歩くことができる商店街とするため、商店会や警察署と連携しながら実施する防犯・防災対策に関する事業や夜間パトロールなどの事業を対象とする。

(6) 調査・分析・計画策定事業

まちや商店街の現状把握などのために行う調査・研究、課題分析、勉強会、学習会、ワークショップなどの活動を通して、まちや商店街活性化のための実践的な計画を策定する事業を対象とする。

(7) 飲食による魅力あるまちづくり事業

既存飲食店同士の連携、新たな飲食店の誘致、簡易店舗型飲食店の設置など、中心市街地において飲食を中心に魅力あるまちづくりに取り組む事業を対象とする。

3. 補助対象経費の詳細

補助金交付要綱別表2に定める「補助対象経費」については、次のとおりとする。

なお、補助対象経費であっても、他の補助金等の交付対象となっている場合は、当該経費は補助対象経費から除くものとする。

経費区分	経費対象の説明
謝 金	講師・研究員等外部専門家の謝金
旅 費	講師・研究員等外部専門家の旅費及び事業の実施に必要な旅費であって必要最低限のもの（先進地視察のみの旅費は不可）
資料作成費	資料のコピー代等
通信運搬費	郵便料金や運送代等。補助事業用にかかったことが明確に区分され、金額が特定できるもの
使用料及び賃借料	ホームページ開設等を実施する際にインターネット接続業者に支払う経費、会議等の会場借上料
印刷製本費	報告書等の印刷製本費
広告宣伝費	チラシや広告掲載等の広告宣伝費
消耗品費	補助事業で使用するものを明確に区分すること。飲食、景品等販促物品に係る経費は対象外
委 託 費	専門的技術を必要とする事業に限り認める。また、成果品は実績報告時に提出すること。随意契約の場合は根拠を示すこと
集計・分析費	調査・分析・企画提案書策定に係る集計・分析費
店舗等賃借料	店舗等賃借料（事業の実施期間内に限る）
機器借上・借損料	機械・機器の借り上げ等の借損料
雑役務費	事業の遂行に必要な作業に使ったアルバイト賃金。ただし、単価根拠を明確にすること
その他事務経費	事業の実施に必要な事務経費で市長が必要と認めるもの

※ 提案事業と直接関係のない管理・運営に関する人件費、備品購入費、団体の打合せでの飲食費、被服費、振込手数料、契約に係る印紙代及び光熱水費、事業実施後の施設等の維持管理に係る経費は補助対象としない。

4. 選考基準等

審査会要綱第8に定める基準は、次のとおりとする。

(1) 審査基準

審査項目	審査内容
①目的の明確性	補助対象事業に該当し、事業の目的が市民や地域住民のニーズを捉えたものとなっているか、又は中心市街地の活性化に寄与するなど、明確な目的設定がなされているか
②事業遂行能力	事業を実施するために必要な知識や技術、体制等が整っているか

	中心市街地関係者との十分な連携が見込めるか
③具体性	事業内容、実施方法は具体的で実現可能な内容か
④効果及び成果	具体的な効果や成果が期待できるか 事業効果の持続性が期待できるか
⑤実現性	事業遂行が可能なスケジュールとなっているか 法的な問題等により実現が困難となっていないか
⑥新規性又は話題性	これまでにない新しい発想や視点で取り組む事業か、又は 話題性の高い事業（又は計画）か
⑦公益性	不特定多数の市民の利益、又は市民サービスの向上が期待 される事業（又は計画）か
⑧収支予算の妥当性	収支計画及び予算根拠は適切であるか 費用対効果の高い事業（又は計画）であるか

(2) 審査方法及び採択候補の決定等

審査員は、書類審査及び企画提案事業者からのヒアリングにより、審査項目ごとに次の表の区分による評価を行い、審査員の評価点数の合計の平均点が概ね2.5点以上の案件について、委員全員の協議のうえ、予算の範囲内で採択候補となる事業を選考する。

なお、選考されなかった案件についてはその理由を、選考された案件のうち、事業の適正な運営を行うために必要な条件がある場合は、その条件を付すものとする。

評価	高く評価できる	評価できる	普通	あまり評価できない	評価できない
点数	5	4	3	2	1

(3) その他

審査会の委員は、自らが所属する又は利害関係が認められる企画提案事業の案件に係る審査には加われないものとする。

5. 審査の方法等

- ① 市は、企画提案事業の審査の前に、補助対象事業の内容を確認・調整するため、企画提案事業者と事前協議を行う。なお、企画提案事業者は、事前協議の結果に基づき、当該事業の内容の修正又は取り下げを行うことができる。
- ② 市長は、事前協議を経た案件を審査会に提出する。
- ③ 審査会は、4に定める選考基準等により審査を行う。

6. 選考事業の公表

補助金交付要綱第6により採択された事業は、市ホームページ等で公開するものとする。

7. 活動報告等

補助事業者は、市が行う事業の進捗状況の確認に協力するとともに、事業完了後は速やかに実績報告書等を提出するものとする。市は、審査会委員へ実績報告書の内容を通知するとともに、市ホームページ等へ掲出して広く市民へ周知する。

附 則

この要領は平成25年11月8日から施行する。

附 則

この要領は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成28年6月1日から施行する。